

【 内 閣 府 】

- 1 大震災からの復興の基本となる事項などを定めた東日本大震災復興基本法に掲げている基本理念の具現化とスピード感のある施策実施を求めるとともに、復興の大きな鍵となる現地の対策組織の早期の設置及び機能の充実、権限の強化を求めます。
- 2 被災地域では良好な治安基盤の根底を覆す事案が引き続き発生しており、また、瓦礫撤去や復旧・復興に係る資機材等の搬入等に伴う円滑な交通の確保と住民の安全・安心の確保が必要な状況であり、災害の復旧・復興過程における様々な変化に的確に対応できる警察官等人的基盤の強化を引き続き求めます。
- 3 住宅等の被害のみならず、すべての生活基盤が一瞬のうちに失われるなど、その生活再建に向けては、多くの課題が山積している状況であることから、既存の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度の拡充、支援金の早期支給を始め、住宅被害を受けた被災者に対する新たな住宅再建支援制度の創設や半壊以下の被害を受けた住宅等の修繕に対する助成・救済措置など生活再建が可能となるきめ細やかな総合的な対策の実施を求めます。
- 4 今回の大震災は、県内全域に壊滅的な被害を及ぼし、その復旧・復興に係る財政負担は膨大なものになることから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び激甚災害法の適用範囲の拡大、補助率の更なる嵩上げなど、被災自治体の財政運営が可能となる規模の財政支援を求めます。